

第12号議案

春日市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

開発行為により市に帰属した施設を紅葉ヶ丘東緑地として適正な管理を図ること、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い都市公園及び有料公園施設の使用料の額を改定すること等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市都市公園条例の一部を改正する条例

春日市都市公園条例(昭和57年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大牟田池第2緑地	春日市紅葉ヶ丘東9丁目11番地
----------	-----------------

」

を

「

大牟田池第2緑地	春日市紅葉ヶ丘東9丁目11番地
紅葉ヶ丘東緑地	春日市紅葉ヶ丘東10丁目51番地10

」

に、

「

紅葉ヶ丘東緑地

」

を

「

ちくし台緑地

」

に改める。

別表第1の2の1の項中「日本工業規格T9251」を「日本産業規格T9251」に改める。

別表第3中

「

108円
540円
1,080円
21円

」

216円

」

を

「

110円
550円
1,100円
22円
220円

」

に改める。

別表第4中

「

432円	—
1,620円	3,240円
1,080円	—

」

を

「

440円	—
1,650円	3,300円
1,100円	—

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の2の改正規定 平成31年7月1日

(2) 別表第3及び別表第4の改正規定並びに次項の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の春日市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第3及び別表第4の規定は、同号に定める日以後の都市公園又は有料公園施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の都市公園又は有料公園施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に定める日以後の都市公園又は有料公園施設の使用に係る使用料は、同日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。